

調査票記入の手引き

令和5年6月
全国中小企業団体中央会

- ・ この手引きでは、「令和5年度中小企業労働事情実態調査」の用語・記入方法をご案内します。
- ・ 調査票は4ページまでございますので、もれなくご記入ください。
- ・ ご提出いただいた調査票の記入内容を確認させていただくことがあります。
- ・ 事業年度の始まりが4月以外の事業所につきましては、直近の年度でお答えください。
- ・ 本手引きの内容についてのご不明点等、お問合せにつきましては中央会担当者へご一報ください。
- ・ 下記期限までの提出が難しい場合は、中央会担当者へご相談ください。

提出期限：7月14日（金）まで

◆ 設問1)

① 7月1日現在の従業員数を記入してください。

ステップ1 雇用形態別、男女別の人数を回答欄に記入してください。

「パートタイマー（常用）」、「パートタイマー（非常用）」の説明については、下記注記（※1、※2）をご確認ください。

ステップ2 「合計」の欄には、男女別の従業員数の合計を記入してください。

ステップ3 「前年比」の「増・不変・減」の欄には、昨年の従業員数と比べて「増加した＝増」「変わらない＝不変」「減少した＝減」のいずれかに○印を付けてください。

[注記1～4]

※1 パートタイマー（常用）

- ・ パートタイマーとは、1日の所定労働時間が貴事業所の一般労働者より短い者、または1日の所定労働時間は同じでも、1週の所定労働日数が少ない者であるが、下記1)～3)のいずれかに該当する場合は常用労働者に当てはまる。

1) 期間を決めずに雇われている者、または1ヵ月を超える期間を決めて雇われている者

2) 日々または1ヵ月以内の期限を限り雇われている者のうち、5月、6月にそれぞれ18日以上雇われた者

3) 事業主の家族で、貴事業所に働いている者のうち、常時勤務して毎月給与が支払われている者

※2 パートタイマー（非常用）

- ・ パートタイマーのうち、上記「※1の1)～3)」の常用労働者に当てはまらない者。

※3 派遣

- ・ 労働者派遣契約に基づき、他社（派遣元）から貴事業所に派遣されている間接雇用者。

※4 その他

- ・ アルバイト等、「正社員」、「パートタイマー（常用）」、「パートタイマー（非常用）」、「派遣」、「嘱託・契約社員」に当てはまらない雇用形態の者。

◆ 設問2)

- ① 1つだけに○を付けてください。
- ② 1つだけに○を付けてください。
- ③ 3つ以内に○を付けてください。
- ④ 3つ以内に○を付けてください。

◆ 設問3)

- ① 1つだけに○を付けてください(固定残業を除く)。
② 令和4年の従業員1人当たりの月平均残業時間(時間外労働・休日労働)について、小数点以下を四捨五入し、記入してください(固定残業を取り入れている場合、固定残業時間内の平均を記入)。

[注記5～6]

※5 所定労働時間

- ・ 就業規則等に定められた始業時刻から終業時刻までの時間から休憩時間を差し引いた時間。

※6 40時間超 44時間以下

- ・ 現在、労働基準法で40時間超 44時間以下が認められているのは、10人未満の商業・サービス業等の特例事業所のみ。

◆ 設問4)

- ① 令和4年の従業員1人当たりの年次有給休暇の「平均付与日数」と「取得日数」について、それぞれ小数点以下を四捨五入し、記入してください。

[注記7]

※7 平均付与日数

- ・ 前年からの繰越分を除き、当年に取得可能として付与した日数。

◆ 設問5)

- ① 1つだけに○を付けてください。
「1. 価格引上げ(転嫁)を実現した」に○を付けた場合 その後の②・③の質問にもお答えください。
「2. 価格引上げの交渉中」に○を付けた場合 その後の②の質問にもお答えください。
「3. これから価格引上げの交渉を行う」に○を付けた場合 その後の②の質問にもお答えください。
- ② 該当するすべてに○を付けてください。
③ 1つだけに○を付けてください。

[注記8]

※8 価格転嫁率

- ・ 1年前(令和4年度7月1日時点)の商品・サービスのコストと比較して、現在(令和5年度7月1日時点)のコストが上昇している場合、上昇分において何パーセントを販売価格へ価格転嫁できたか。
例: コストが100円上昇し、36.6円を販売価格に反映(企業負担: 63.4%、売値に反映 36.6%)
→ 価格転嫁率 36.6% → 設問5の③は「3. 30~50%未満」に○

◆ 設問6)

- ① 1つだけに○を付けてください。
「1. 採用計画をし、実際に採用した」に○を付けた場合 その後の②の質問にもお答えください。
「2. 採用計画をしたが、採用しなかった」に○を付けた場合 その後の②の質問にもお答えください。
- ② 採用募集の結果について、記入してください。
ステップ1 「採用を予定していた人数」の欄には、令和5年3月新規学卒者(令和5年3月31日に学校を卒業し、令和5年4月に入社した従業員)の採用予定人数を、学卒ごとに記入してください。
ステップ2 「実際に採用した人数」の欄には、令和5年3月新規学卒者の採用人数を、学卒ごとに記入してください。なお、①において、2に○を付けた場合、「実際に採用した人数」の記入欄は、未記入ではなく「0」をご記入ください。

ステップ3 「1人当たり平均初任給額」の欄には、「令和5年4月入社の新入員の令和5年6月時点の平均初任給の支給額」を記入してください。なお、①において、2に○を付けた場合、「1人当たり平均初任給額」の記入欄は、未記入ではなく「0」をご記入ください。

[注記9～10]

※9 1人当たり平均初任給額

- ・ 令和5年6月の1ヵ月間に支給し、通勤手当を差し引いた所定内賃金総額（残業手当を差し引いた給与）を対象となる人数で除した金額（税込額）。

※10 専門学校卒

- ・ 高校卒業を入学の資格とした専修学校専門課程（2年制以上）を卒業した者。

◆ 設問7)

- ① 令和4年度に中途採用の募集を行い、現在（令和5年7月1日時点）までに採用を行ったかについて、1つだけに○を付けてください。
「1. 採用募集をし、実際に採用した」に○を付けた場合 その後の②・③の質問にもお答えください。
「2. 採用募集をしたが、採用しなかった」に○を付けた場合 その後の②の質問にもお答えください。
- ② 採用募集の結果について、それぞれ「採用を予定していた人数」と「実際に採用した人数」を記入してください。なお、①において、2に○を付けた場合、「実際に採用した人数」の記入欄は、未記入ではなく「0」をご記入ください。
- ③ 中途採用者を実際に採用した場合（①で1を選択した事業所）は、採用人数を年齢層ごとに記入してください。なお、採用していない年齢層の記入欄は、未記入ではなく「0」をご記入ください。

◆ 設問8)

- ① 該当するすべてに○を付けてください。
- ② 1つだけに○を付けてください。
「1. 正規従業員と職務が同じパートタイマーがいる」に○を付けた場合 その後の②-1の質問にもお答えください。
- ②-1 1つだけに○を付けてください。
複数人のパートタイマーを雇用している場合は、1人当たりの平均と比較しお答えください。
- ③ 該当するすべてに○を付けてください。
- ④ 1つだけに○を付けてください。
「1. 就業調整をしている」に○を付けた場合 その後の④-1の質問にもお答えください。
- ④-1 該当するすべてに○を付けてください。

[注記11]

※11 就業調整

- ・ パートタイマーが、所得税法上の配偶者控除の対象外となる「年収103万円」や、社会保険料負担が発生する「年収106万円」や「年収130万円」を意識して、これらの金額に達しないよう就労日数や時間数を抑えて勤務すること。

◆ 設問 9)

① 1つだけに○を付けてください。

「1. 上げた」に○を付けた場合 その後の①-1・②・③の質問にもお答えください。

「2. 下げた」に○を付けた場合 その後の①-1の質問にもお答えください。

「3. 今年は実施しない(凍結)」に○を付けた場合 その後の①-1の質問にもお答えください。

「4. 7月以降引上げる予定」に○を付けた場合 その後の②・③の質問にもお答えください。

①-1

ステップ1 「対象者総数」の欄には、①で選択した賃金改定を実施した人数を記入してください。

ステップ2 「改定前の平均所定内賃金(A)」の欄には、従業員1人当たりの改定前の平均所定内賃金(臨時給与により賃金改定した場合は含まない)を記入してください。

ステップ3 「改定後の平均所定内賃金(B)」の欄には、従業員1人当たりの改定後の平均所定内賃金を記入してください。

ステップ4 「平均引上げ・引下げ額(C)」の欄には、 $(B) - (A) = (C)$ の額を記入してください。なお、①の質問と①-1の質問においては下記の関係性が成り立ちます。

- ・ 「1. 上げた」事業所は、「平均引上げ・引下げ額(C)」は「プラス額」
- ・ 「2. 下げた」事業所は、「平均引上げ・引下げ額(C)」は「マイナス額」
- ・ 「3. 今年は実施しない(凍結)」事業所は、(B)と(A)が同額のため、「平均引上げ・引下げ額(C)」は「0」

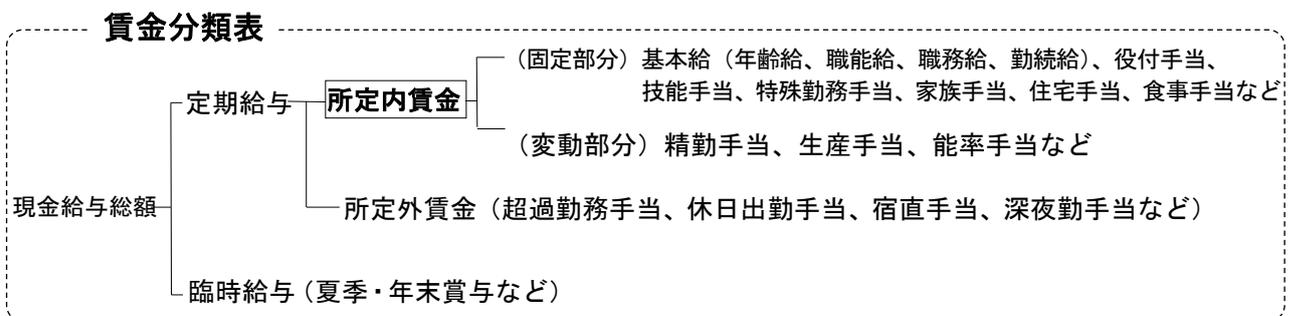
② 該当するすべてに○を付けてください。

③ 該当するすべてに○を付けてください。

[注記 12~15]

※12 所定内賃金

- ・ 所定労働時間内における労働の対価(下記表参考)。
- ・ 臨時給与により賃金改定した場合は、所定内賃金に含まない。



※13 対象者総数

- ・ 賃金改定対象者で、賃金の改定前、改定後とも在職している者(設問1の「従業員数」とは必ずしも一致しない)。
- ・ パートタイマー、アルバイト、役員、家族、嘱託、病欠者、休職者などは除く。

※14 定期昇給

- ・ あらかじめ定められた企業の賃金制度に従って行われる昇給のこと(一定の時期に毎年増額すること)。毎年時期を定めて行っている場合は、能力、業績評価に基づく査定昇給なども含む。

※15 ペースアップ

- ・ 賃金表の改定により賃金水準全体を引上げること。

◆ 設問 10)

どちらか1つだけに○を付けてください。